

答申第 894 号

諮問第 1567 号

件名：該当職員（被処分者）への事情聴取、聞きとりについて、記録、事情聴取のメモの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 1 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 30 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 通知書にある事項「該当職員（被処分者）への事情聴取聞きとりについて、記録、事情聴取のメモ」については、事情聴取を行ったとのことは、総務課職員から直接確認している。記録等もとられたとのことである。請求人は、この聴取の記録、メモの全面開示を求める。
- (イ) この聴取が処分に大きく関係していることは明らかであり、請求人は知る権利があり、全面的に開示されることを求める。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 事情聴取に関する記録「メモ」について、処分に係る文書であり、原本は当然、処分決定判断のもととなったものであり、事実確認等において、組織的に機能したものであるから、公文書といえる。処分に関する資料は、記録、「メモ」と一緒に、整理保管がなされていることは、行政の職務、機能ということからすると義務であり当然のことである。処分の公正、公平等の確認のため、及び、不服申し立て等の法的対応に、対応するために必要なことである。
- (イ) もし、組織的に活用された文書がないということになったら、その処分そのものが正確な対応であったのか、公正公平な処分であったのか

か、疑問をもたれることは明らかであり、法的対応に対して、行政の対応について、疑問をもたれることは、法的機関等の判断時に、処分庁にとって不利な判断がなされる可能性が大きいといわざるを得ない。

弁明書において、「聞き取り内容について記載されたメモを探索したが、やはり作成又は、取得していなかった。」とあることから、すると現在はないということである。探索したとあるから、なくしたということである。処分に関する、文書を紛失したとなると、処分の対象になるといえる。しかしながら、なくした職員の、処分や、注意等がなされたとは聞いていない。

弁明書に「追加調査、聞き取り等を行った上で」とあることについて、実際に聞き取りを行っていることは、審査請求人としても確認している。処分庁も自ら認めている。ということである。

弁明書にある通り、「事情聴取等の記録そのもの」の開示を求める旨の発言があった。とあることからすると、記録そのものの開示に関して、処分庁は開示をすることを求められているということで、対応することが義務であり職務であることは明らかである。

念のために述べるが近いものなら何でもいいということではないということを強調しておく。審査請求人の求めたものは、聞きとり、の記録である。

弁明書で、「記載された記録、メモと解した」とあるのに、不開示（不存）決定とあるのは、どのように処分庁が解釈されたのか、審査請求人は理解に苦しむ。処分庁の判断については、正確な理解とはいいがたい。処分庁の開示そのものの、判断対応に誤りがあるということである。

行政は、まずは、請求内容の文書があるのかないのかを含め、特定する事であり、あるものは原則的に公開する事が職務であり職責である。

弁明書に「別途一部開示決定を行っている」とあるが、事情聴取の記録を開示しているということか、そうであるならそのように記載してもらいたい。聞き取り、事情聴取の内容がわかるものと、聞き取り、事情聴取の記録とは、別物であることを、明記しておく。

また他の件での、開示についてあえて持ち出される理由が理解し難い。あくまでも本件請求に関する、主張を展開をしてもらいたい。

弁明書に「聞き取った内容について個人的にメモを作成し」とあるが、個人的にということが理解できない。職務行為として、聞き取り、記録をしているのではないかということを確認したいということである。

また、聞き取りにおいて、記録をする職員、及び、音声等の記録（レコーダーによる）がなされていないのか、なされていないのはどのよ

うな理由からか確認したい。聞き取りをしている職員が、記録を取っているということなら、職務怠慢若しくは正確性に欠ける対応であるといえる。

弁明書に「組織的に用いるものとして管理することはない」とあるが、聞き取った内容は、組織的に、まったく用いることはないということなのか、そうであるなら、何のために聞き取りを行ったということなのか説明を求めたい。聞き取りをした職員の、職務行為ではなかったのか、「あり得ないでしょう」ということを述べたい。職員は、職務を行っていたということである。

職務行為として、聞き取りをして職務行為として記録をしていなかったら、問題であるといわざるを得ない。処分庁の、記録が作成されていない、組織的に用いていないというような主張は、行政行為としては無理があるといわざるを得ない。容認できないことであり、開示請求、知る権利を、不当に脅かすものである。

処分庁の（記録を）職務行為を、個人のものとする主張等、おかしい、誤りである。なくしたということなら、なくした経過の公表、と職員に対する、指導等の公表、がなされるべきである。防止に向けた取り組みの公表も含む。

聞き取りは（記録も含む）、組織の判断、決定のための文書であり、関係文書は組織的に用いられたことは処分が出ていることからすると、否定できないことである。

念のために、弁明書に「念のためA職員からの聞き取り内容について記載されたメモを探索したが、やはり作成又は取得していなかった」とあることについて、聞き取りをしたといわれた職員に確認をしたときに、メモ（記録）は、されたということを複数でお聞きした。そのメモが作成、または取得していなかったということを、あえて主張される理由をお聞きしたい。

「事情聴取」、については、他の自治体では、黒塗り部分もあるが、開示されている。「知る権利」の保障、及び、問題解決という視点からも、公開されねばならないことは明らかである。処分庁が、不祥事に関する非違行為、もしくは処分に関する文書からは、事件の、「事象」だけしかわからない。

その背景、きっかけ、原因、（不祥事当事者職員に関する）が不明である。不祥事は、起こした職員に問題があったから、起きていているという認識のない聞き取りをしても、問題の本質はわからないし、その後の対応も不十分であるといえる。その実例が、起きていていることは、処分庁も認識されているはずである。本当に「文書が存在しない」というような主張をされているということは、不祥事の取り組みをしないということを明言しているようなものであるということを自覚しても

raitai. 早急に改めるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 本件開示請求書には「A 教育事務所（作成）非違行為報告書（2017 年 3 月）について、もとに、処分に向けて、該当職員（被処分者）への事情聴取、聞きとりについて 記録 事情聴取のメモ等わかるもの」と記載されている。平成 29 年 3 月に県教育委員会 A 教育事務所（以下「A 教育事務所」という。）で作成された非違行為報告書は、同月 6 日付けで A 教育事務所長が同事務所に所属する特定の職員（以下「A 職員という。」）の非違行為について県教育委員会教育長へ報告した文書の 1 件のみである。そのため、本件請求内容は、当該非違行為に係る A 職員の処分に当たり、A 教育事務所又は県教育委員会が、A 職員に対し行った事情聴取及び聞き取り（以下「事情聴取等」という。）について、その内容が分かるものと考えられた。

イ A 職員に対する事情聴取等の内容が分かる文書としては、非違行為報告書と審査表が存在する。非違行為報告書は、発生した非違行為について、A 職員の所属が調査、聞き取り等を行い、その内容を集約して県教育委員会へ提出したものであり、A 職員の申立書、所属長の意見書が添付されている。審査表は、処分の審査に当たり県教育委員会が必要に応じて追加調査、聞き取り等を行った上で、県教育委員会の人事考査委員会の審査に係る内容について作成したものであり、事案の概要、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審査結果等が記載されている。

ウ しかし、審査請求人からは、本件開示請求に先立って、平成 29 年 10 月 13 日付け、同年 11 月 2 日付け及び同月 6 日付けで、A 職員への事情聴取の内容等に対する開示請求があり、県教育委員会は既にこの非違行為報告書及び審査表（以下「報告書等」という。）を対象行政文書として特定して一部開示決定を行い、審査請求人へ開示を実施していた。そのため、念のために県教育委員会総務課の職員が平成 30 年 1 月 17 日に審査請求人へ本件開示請求の趣旨を確認したところ、審査請求人からは「既に関示を受けた文書を含む「事情聴取等の内容が分かる文書」とともに、「事情聴取等の記録そのもの」の関示を求める」旨の発言があった。

エ 以上のことから、本件開示請求書に記載された請求内容は「①A 職員に対する事情聴取等の内容が分かる文書」及び「②報告書等に集約される前の、A 職員に対する事情聴取等の内容そのものが記載された記録やメモ」の 2 件であると解した。本件審査請求に係る不開示（不存在）決

定は、②を本件請求対象文書と解して決定を行ったものである。なお、①については、別途一部開示決定を行っている。

(2) 本件請求対象文書の存否について

報告書等の作成に当たっては、非違行為を行った職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員から聞き取った内容は、報告書等に集約されることから、当該メモそのものを取得して組織的に用いるものとして管理することはない。

念のため、A 職員からの聞き取り内容について記載されたメモを探索したが、やはり作成又は取得していなかった。

よって、本件審査請求人が求める文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、A 職員に対する事情聴取等の内容そのものが記載された記録やメモと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、非違行為を行った職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員から聞き取った内容は、報告書等に集約されることから、当該メモそのものを取得して組織的に用いるものとして管理することはないとのことである。また、当審査会において実施機関に確認したところ、本件非違行為については、A 職員の聞き取り内容についての記録やメモは作成されていないとのことである。

イ A 職員の処分に際しては、最終的に処分に必要な情報が集約された報告書等に基づき処分を検討していると解されることから、報告書等以外にA 職員に対する事情聴取等の内容そのものが記載された記録やメモが存在しないとしても、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

A 教育事務所（作成）非違行為報告書（2017 年 3 月）について、もとに、処分に向けて、該当職員（被処分者）への事情聴取、聞きとりについて 記録
事情聴取のメモ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 2	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 8. 8	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31. 2. 22 (第 568 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3. 20 (第 569 回審査会)	審議
31. 4. 19 (第 571 回審査会)	審議
1. 5. 31	答申